## **成績** (履修規程第 15 条~第 17 条)

(成績評価)

- 第15条 成績評価は試験によるほか日常の授業への取組みと成果によるものとする。
- 2 各科目の成績評価の方法についてはシラバスに明記する。

(評語)

第16条 成績評価は次の基準による。

S — 100~90 点 P — Passed(合格)

A — 89~80点 R — Recognized(認定)

B — 79~70点 J — 失格

C — 69~60点 W — 試験欠席

D — 59 点以下(不合格)

- 2 点数等による成績評価になじまない科目についての単位認定は、P(合格)で評価することができる。
- 3 学部が認めた他の教育機関で修得した単位の認定について、R(認定)で評価することができる。
- 第 17 条 教務課に提出された成績評価は、教授会の議を経た場合のほかは変更することができない。
- 2 前項の成績評価に対して疑問がある場合は、調査を願い出ることができる。
- 3 疑問調査は成績開示後一週間以内に教務課に願い出るものとする。

(GPA評価)

- 第 18 条 履修指導等において、GPA(グレード・ポイント·アベレージ)による成績評価を必要に応じて用いることができる。
- 2 GPAは授業科目ごとに成績評価評語であるS、A、B、C、Dにそれぞれ4、3、2、1、0のグレードポイントを付与し、次の式で計算される単位あたりの平均とする。ただし、成績評価評語がPの授業科目の単位数は履修登録単位数から減じるものとする。

$$GPA = \frac{\Sigma (授業科目のグレードポイント×単位数)}{\Sigma (履修登録単位数)}$$